

10. 奨学金制度（給付型・入学金免除型・貸与型）

出願時申請

とりたん社会人奨学金（給付型）

社会人の勉学を支援するために、総合型選抜（社会人）で入学したすべての社会人に対して、年間 20 万円の奨学金を支給します。国際文化専攻は最大 2 年間支給されます。ただし、2 年次に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。

とりたんファミリー支援（入学金免除型） ※鳥取短期大学卒業および卒業見込みの場合は対象外

家族（兄弟・姉妹・親子〔2 親等内〕）が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学大学院に同時に入学または在籍する場合、経済的負担を軽減するために、入学金（13 万円）を免除する制度です。

出願時に家族が鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学大学院に在籍しているすべての入学予定者に対して、入学金を免除します。

また、同一家族が 2 人以上で鳥取短期大学、鳥取短期大学 専攻科、鳥取看護大学あるいは鳥取看護大学大学院に同時に入学する場合は、2 人目以降の入学金を免除します。申請対象者はすべての選抜において専願の受験者です。

この支援制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。

とりたん同窓会支援（入学金免除型） ※鳥取短期大学卒業および卒業見込みの場合は対象外

鳥取短期大学同窓会組織である「白鳥会」の基金による支援制度です。本学の卒業生（「白鳥会」会員）の家族（兄弟・姉妹・親子〔2 親等内〕）が本学へ入学する際、人物・学業ともに優秀で、経済的援助を必要とする学生に対して、審査により入学金（13 万円）を免除します。

申請対象者は、専攻科試験選抜一次の〔専願〕の受験者です。この制度を希望する人は、入学願書を提出する際、本支援制度の願書を一緒に提出してください。願書一式は、鳥取短期大学 入試広報課へ請求してください。

入学後申請

とりたん奨学金（給付型）

専攻科生の勉学を支援するために、人物、学業ともに優秀で経済的な援助を必要とする学生に対して、審査により本学独自の奨学金（年間 54 万円または 27 万円）を支給します。国際文化専攻の場合は最大 2 年間支給します。ただし、2 年に進級する時点で、継続希望者は改めて所定の手続きをし、審査を受けます。この奨学金は、返済の必要はありません。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

とりたん後援会奨学金（給付型）

入学後、学費支弁者に不測の事態が生じ、経済的理由によって修学に困難が生じた場合、鳥取短期大学後援会より奨学金（年間 54 万円または 27 万円）が支給されます。この奨学金は、返済の必要はありません。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

高等教育の修学支援制度・日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構の定める基準に該当する人は、下記の制度を利用することができます。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

名 称	金 額
給付奨学金（給付型） ※給付型は国際文化専攻のみ	月額 自宅通学者は 1.3 万円～3.8 万円程度 自宅外通学者は 2.5 万円～7.6 万円程度 ※3つの採用区分に応じて決定します。
高等教育の修学支援制度 ※上記「給付奨学金」採用者	授業料は最大 54 万円程度、入学金は最大 13 万円程度の免除・減額を受けることができます。 ※3つの採用区分に応じて決定します。
第一種奨学金（貸与型・無利子）	月額 2 万円～ 自宅通学者は最大 5.3 万円/自宅外通学者は最大 6.0 万円
第二種奨学金（貸与型・有利子）	月額 2 万円～12 万円（通学形態は問わず）

その他

その他の奨学金

交通遺児育英会奨学金、鳥取県育英会奨学金、あしなが育英会奨学金、島根県育英会奨学金、母子・父子福祉資金など各都道府県および諸団体法人等で運営している奨学金があります。詳しくは、入学後、鳥取短期大学 学生課へお問い合わせください。

各種教育ローン

本学に入学時、在学中にかかる費用を対象とした各種教育ローンがあります。詳しくは本学ホームページをご覧ください。